香川働き方改革推進会議構成員団体における取組について
（平成30年10月～令和元年９月）

団体名　日本労働組合総連合会香川県連合会（連合香川）

１．令和元年度の働き方改革推進に向けての取組方針とその明文化について
◎　2018.11.14　定期大会　議案書の運動方針に記載（抜粋） ・「働き方改革」については、70年ぶりに労働法制が大きく見直された。 ①「時間外労働の上限規制の導入（36協定の締結・遵守）」 なお、適用が猶予・除外される自動車運転業務・医師・教師など、すべての働く者の健康と安全を確保する取り組みを実施する。 ②　年次有給休暇の時季指定義務（5日の取得について） ②「同一労働同一賃金」の事前導入による格差是正 ③「高度プロフェッショナル制度」の対象業務・年収要件の点検 ④「勤務間インターバル」の導入の推進
２．働き方改革に関する周知、支援等の具体的取組について
◎「Action！36」　確実・適正な36協定の締結に向けた取り組みを県内（全国）に展開した。 実施期間：2018年9月～2019年3月末（主な行事のみ記載） 連合本部の取り組み：「36ハンドブック」「過半数代表に関するリーフレット」作成 「過労死防止シンポジウム」、「学習会」の実施 関係団体との連携強化 3月6日を「36協定の日」と制定（日本記念日協会へ登録） 連合香川の取り組み：　2月16日「中小労組学習・交流会」 働き方改革関連法を踏まえた労働組合の取り組みについて 2018年12月・2月　全国一斉労働相談ホットラインを実施 （県内主要な駅頭にて周知活動を展開） （マスコミ報道の効果により、相談件数が急増する） 労働時間等に関する街宣活動（12月～3月） ◎連合岡山とのCM協賛　「なんでも労働相談ダイヤル」テレビCMスポット放送 （2019年4月～6月　山陽放送） ◎同一労働同一賃金　　9月14日「中小労組学習・交流会」　本部講師による学習会 ◎機関紙（毎月発行）　働き方改革に関する取り組みを記載
３．働き方改革関連法の全面施行に向けての中小企業・小規模事業者支援の具体策について□
◎中小企業に対する不公正な取引の撤廃を要請（各団体） 大企業と中小企業の間の格差を是正するには、公正な「取引関係」の確立が必要である。「合理的な理由なく値引きさせる」「発注者の事情のみで価格を一方的に決める」「契約にない無茶な要求をする」などの不公正な取引行為は、独占禁止法の優越的地位の濫用や、下請法などの法令違反の可能性があることからも、ルールを守り、対等な価格決定ができる「公正な取引慣行」を実現することで、格差のない社会を実現していくことを要請した。

香川働き方改革推進会議構成員団体における取組について
（平成30年10月～令和元年９月）

団体名　　香川県経営者協会

１．令和元年度の働き方改革推進に向けての取組方針とその明文化について
当協会では、昨年に引き続き、香川労働局から「令和元年度　中小企業・小規模事業所等に対する働き方改革推進支援事業」を受託した。 取り組み方針としては、香川働き方改革推進支援センターの開設、周知、利用勧奨、地域の実情に応じた中小企業等へのプッシュ型開拓（協会の企画立案に基づく企業訪問による開拓の実施）、セミナーや相談会への専門家派遣、商工会議所等との連携などに取り組む。 これらは、協会総会、理事会において、議案書により、当協会役員や会員企業に承認を得て進めている。
２．働き方改革に関する周知、支援等の具体的取組について
○香川働き方改革推進支援センターの取組み（令和元年9月末現在） １．香川働き方改革推進支援センターの開設　　平成31年4月1日 ２．専門家の選定　　センター長２名、専門家１４名 ３．事業PR　　協会ホームページに専用コーナーを設定、ちらし５万枚、ポスター５００枚 ４．商工会議所展示コーナーを２回利用し、事業周知 ５．プッシュ型開拓　商工会議所、よろず支援拠点、各企業に　　１０７件 ６．相談会　商工会議所（6か所）、よろず支援拠点など２１２回の申し込みがあり実施中 ７．セミナー　商工会議所、よろず支援拠点、綾川町、香川労働局などから要望に応じて専門家を派遣 実績・予定も含め　５８回　うち３５回は実施済 ８．相談実績　１３５件 ９．専門家派遣　２７件 ＊６および９については、社会保険労務士会に専門家の派遣を依頼 ○香川県経営者協会の会報やホームページ等での取組み １．毎月発行の会報やホームページへの働き方改革に関する法整備等の周知 （会報 6件、ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ 15件） ２．働き方改革に資する労働法ビジネスセミナー等の実施（４回実施）
３．働き方改革関連法の全面施行に向けての中小企業・小規模事業者支援の具体策について□
引き続き、商工会議所やよろず支援拠点、社会保険労務士会等と連係をはかりながら、相談会の実施や企業への派遣をすすめるとともに、ホームページを通じて情報を提供し、働き方改革の推進に寄与していく。

香川働き方改革推進会議構成員団体における取組について
（平成30年10月～令和元年９月）

団体名　　香川県商工会議所連合会（高松商工会議所）

１．令和元年度の働き方改革推進に向けての取組方針とその明文化について□□

・令和元年度事業計画において「働き方改革関連事業」（新規）と位置付けて推進している（高松）
　働き方改革関連法に関するスムーズな理解と対応を促すため、セミナーを開催するとともに、
　個別相談会を開催し、中小企業の持つ不安や悩みの解消に努める。

２．働き方改革に関する周知、支援等の具体的取組について

●香川働き方改革推進支援センターと連携した働き方改革出張相談会の開催（県下６会議所）

	会議所名	開催日（13：30～15：30）	回数
1	高松商工会議所	令和元年７月17日～令和２年１月29日 毎週水曜日	26回
2	丸亀商工会議所	令和元年７月24日～令和２年３月18日 毎週水曜日	32回
3	坂出商工会議所	令和元年８月７日～令和２年３月18日 毎週水曜日	31回
4	観音寺商工会議所	令和元年８月６日～令和２年３月24日 毎週火曜日	31回
5	多度津商工会議所	令和元年８月１日～令和２年３月19日 毎週木曜日	33回
6	善通寺商工会議所	令和元年８月２日～令和２年３月13日 毎週金曜日	30回
計			183回

※各回とも社会保険労務士が相談に応じる

●働き方改革セミナー

回数	日時	場所	テーマ	講師	参加者	
1	8月23日 15:30～16:30	多度津商工会議所	・働き方改革関連法改正のポイント及び取組み事例	社会保険労務士 高橋由理香 氏	25人	センターと連携
2	8月28日 13:30～16:00	高松商工会議所会館	・中小企業のための働き方改革、個別相談 ・業務改善手法の基礎	働き方推進支援ｾﾝﾀｰｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ ﾅﾚｯｼﾞｵﾌｨｽ・ﾊﾟｰﾄﾅｰｽﾞ代表 藤原敬行 氏	12人	センターと連携
3	9月10日 14:00～15:30	高松商工会議所会館	・採用力に繋がる働き方改革～制度を見直し働きやすい職場作りで生産性もアップ～	㈱アクトプロ 人事戦略部ﾏﾈｰｼﾞｬｰ 岡田猛志 氏	52人	独自開催
計					89人	

※今後も２回程度開催予定

３．働き方改革関連法の全面施行に向けての中小企業・小規模事業者支援の具体策について

・香川働き方改革推進支援センターと連携した働き方改革出張相談会の開催や経営支援を通して
適宜情報提供を行う。

香川働き方改革推進会議構成員団体における取組について
（平成30年10月～令和元年９月）

団体名　　香川県商工会連合会

１．令和元年度の働き方改革推進に向けての取組方針とその明文化について
「働き方改革」に向けた支援 　長時間労働の是正、同一労働・同一賃金等の働き方改革に向けて、中小企業・小規模事業者への啓蒙普及を実施するとともに、雇用関係助成金等の活用を支援する。 （議案書等への記載　　有）
２．働き方改革に関する周知、支援等の具体的取組について
説明会等 平成30年9月26日　経営支援員研修においてテーマ「働き方改革と労務管理」を実施。 令和元年5月28日　商工会役員研修会にて「同一労働同一賃金ガイドライン」についての説明会を実施。 令和元年8月22日　経営支援員研修においてテーマ「働き方改革と職場環境の改善について」を実施。 会報誌への掲載 令和元年5月発行　会報「ＭＡＤＯ」へ香川県商工労働部労働政策課の「働き方改革」取り組み事例集作成を掲載。 令和元年7月発行　会報「ＭＡＤＯ」へ香川県・香川労働局等よりの「働き方改革等に関する協力要請」に関する記事を掲載。 会報「ＭＡＤＯ」へ専門家からのワンポイントアドバイスにて社会保険労務士による「働き方改革」第1回を掲載。 令和元年9月発行　会報「ＭＡＤＯ」へ専門家からのワンポイントアドバイスにて社会保険労務士による「働き方改革」第2回を掲載。 県内各商工会への通知 平成30年10月26日　平成３０年度かがわ働き方改革推進トップセミナーの開催について 平成30年10月29日　働き方改革リーフレット（改訂版）の周知について 平成30年12月10日　「働き方改革関連法説明会」の周知依頼について 平成30年12月11日　働き方改革推進支援事業関連の周知依頼について（働き方改革・春季労使交渉対策講演会・H30年度　労働法実践セミナー） 平成30年12月12日　「働き方改革関連法」のリーフレット、様式に関する電子媒体のご利用に係る周知依頼について 平成31年1月21日　「働き方改革」に係る事業者向けリーフレットの送付について

平成31年1月24日	働き方改革の対応について（時間外労働の上限規制、年５日の年次有給休暇の取得、労働時間の適正な把握）
平成31年2月22日	働き方改革関連法の施行に向けた周知啓発について
令和元年6月3日	「働き方改革のヒント」及び「働き方改革支援ハンドブック」のご案内
令和元年6月12日	働き方改革の推進等に関する要請について
令和元年7月5日	大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策の周知のご協力のお願い
令和元年7月31日	香川県働き方改革推進支援センターによる働き方改革推進支援事業の取組みについて

３．働き方改革関連法の全面施行に向けての中小企業・小規模事業者支援の具体策について□

各商工会では、経営指導員等による周知・相談及び専門家派遣を活用した相談指導を実施している。
連合会としては、各商工会で実施される支援に対し、情報提供および専門家の派遣を実施している。

香川働き方改革推進会議構成員団体における取組について
（平成30年10月～令和元年９月）

団体名　香川県中小企業団体中央会

１．令和元年度の働き方改革推進に向けての取組方針とその明文化について
総会議案書には、直接的に働き方改革の推進に関する記載はありませんが、基本方針のひとつとして、「雇用・労働関係事業の推進」として定めております。 人手不足感が強い中での「働き方改革」への対応は、会員団体・組合員企業にとっても喫緊の課題となっており、組合等連携組織を通じた人材の確保や事業承継を見据えた人材育成事業の支援等に取り組んでおります。
２．働き方改革に関する周知、支援等の具体的取組について
・指導員向けの勉強会を開催（２月、本会主催で四国４県中央会幹部職員対象） ・組合事務局代表者等を対象とした働き方改革セミナーの開催（４月） ・会員団体単位でのセミナーの開催への支援（１月と５月と９月、のべ４組合） ・毎年実施している労働事情実態調査の本年版において、「年５日の年次有給休暇取得（付与）義務についての質問項目を追加（７月実施） ※「付与義務」について「知っていた」の事業所が86%あり、認知度は高いと考えられますが、具体的な対応については「方策を検討中」26%「特に考えていない」12%とこれからの事業所も見受けられました。 ・若手後継者を対象とした働き方改革セミナーの開催（１１月予定） ・機関誌「かがわの中小企業と組合」での広報（２月、５月、７月）
３．働き方改革関連法の全面施行に向けての中小企業・小規模事業者支援の具体策について□
引き続き、セミナーの開催等会員団体を通じた周知、支援に努めます。

香川働き方改革推進会議構成員団体における取組について

（平成30年10月～令和元年９月）

団体名　一般社団法人香川労働基準協会

１．令和元年度の働き方改革推進に向けての取組方針とその明文化について
令和元年度事業計画の基本方針に「・・、本年4月から順次施行されます働き方改革関連法の時間外労働の上限規制や年5日の年次有給休暇の時季指定義務などに適切に対応する必要があります。このため、香川労働局及び各労働基準監督署と連携を密にして、・・働き方改革関連法の対応等について、機関紙「労基かがわ」や安全衛生・労務管理講習会等で情報提供や研修の機会の提供に努めてまいります。」と具体的に明記し、事業場に対する働き方改革関連法の周知・啓発に努めています。
２．働き方改革に関する周知、支援等の具体的取組について
・周知については、機関紙「労基かがわ」を毎月5日に3,700部発行しており、昨年10月号から働き方改革関連法の概要を3回に分けて連載したほか、働き方改革関連法のQ&Aの掲載、香川県働き方改革推進センターの案内など働き方改革に関連する記事を別添のとおり毎月掲載し、周知を図っております。 ・普及啓発については、昨年10月に香川労働局と連携して、治療と仕事の両立支援を主な内容とする香川健康づくりセミナーの開催や政府の働き方改革実現会議のメンバーである東京大学の水町教授を講師とする働き方改革セミナーの開催のほか、年間を通じて、各労働基準監督署と連携して、働き方改革関連法の説明会の開催など、働き方改革関連法に関するセミナー、講習会等を別添のとおり34回開催し、3,138名に対して、働き方改革関連法の普及啓発を図っております。
３．働き方改革関連法の全面施行に向けての中小企業・小規模事業者支援の具体策について□
・11月18日に水町教授を講師とする働き方改革関連法読み解きセミナーを香川労働局と連携して開催するなど、今後とも、働き方改革の実現に向けて、周知・啓発に努めてまいります。

（一社）香川労働基準協会

働き方改革に関する取組について（平成30年10月～令和元年9月）

当協会は、県下5支部、2,500の会員事業場で組織されており、香川労働局、各労働基準監督署と連携して、働き方改革関連法の周知・啓発に努めております。

取組	時期	記事の内容
広報 ・機関紙 「労基かがわ」 ・毎月5日発行 ・3,700部	10月5日	・働き方改革関連法の概要（第1回） （時間外労働の上限規制、勤務間インターバル制度） ・働き方改革関連法等読み解きセミナーの案内 （12／4　レクザムホール） ・事業者、産業保健スタッフのための治療と仕事の両立支援の研修会の案内 （11／13　観音寺市民会館）
	11月5日	・過労死等防止月間（11月） ・働き方改革関連法の概要（第2回） （年次有給休暇の時季指定義務、月60　時間越の残業割増賃金率の引上げ、労働時間の客観的把握） ・10/12の働き方改革セミナーの開催結果 ・年次有給休暇の時季指定義務のQ&A ・10／3の介護福祉関係事業所労務管理講習会の開催結果
	12月5日	・働き方改革関連法の概要（第3回） （フレックスタイム制の拡充、高度プロフェッショナル制度、産業医、産業保健機能の強化）
	1月5日	・香川県働き方改革推進支援センターの案内
	2月5日	・香川県地域両立支援推進チームの案内 ・年次有給休暇の時季指定義務のポイント ・香川労働局長のベストプラクティス企業の職場訪問結果 ・事業者、産業保健スタッフのための治療と仕事の両立支援の研修会の案内 （2／12 丸亀市生涯学習センター　2/22 高松テルサ）
	3月5日	・36協定届の記載例
	4月5日	・平成31年度労働行政の基本方針と最重点施策 （働き方改革の推進の一体的な取組支援） ・36協定の適正な締結
	6月5日	・香川県働き方改革推進支援センターの案内
	7月5日	・働き方改革関連法に関する説明会の案内 （8／21～2/20　13回、13会場） ・同一労働同一賃金Q&A
	8月5日	・業務改善助成金の案内 ・年次有給休暇の時季指定義務Q&A
	9月5日	・長時間労働につながる短納期発注などの取引慣行の見直し ・働き方改革関連法等読み解きセミナーの案内 （11／18　レクザムホール） ・過重労働解消のためのセミナーの案内 （11／14　高松センタービル）

取組	時期	内容
普及啓発 ・セミナー等開催 ・本部は労働局と共催 ・支部は労基署と 共催	10 月 4 日 10 月 12 日 10 月 15 日 10 月 19 日	・香川健康づくり推進セミナー（本部）（**136 名**） （企業における治療と仕事の両立支援） ・働き方改革セミナー（本部）（**311 名**） （時間外労働の上限規制、同一労働同一賃金、勤務間インターバル制度） ・粉じん健康障害防止対策講習会（高松支部）（**57 名**） （働き方改革関連法の概要） ・働き方改革関連法説明会（高松支部）（**53 名**）
	11 月 6 日 11 月 13 日 11 月 19 日 11 月 20 日 11 月 22 日 11 月 26 日	・働き方改革関連法説明会（丸亀支部）（**32 名**） ・働き方改革関連法説明会（丸亀支部）（**61 名**） ・労務管理説明会（働き方改革関連法の概要）（大川支部）（**98 名**） ・働き方改革関連法説明会（丸亀支部）（**39 名**） ・人事労務管理セミナー（働き方改革関連法の概要）（三豊支部）（**16 名**） ・働き方改革関連法説明会（高松支部）（**63 名**）
	12 月 4 日 12 月 18 日	・働き方改革関連法読み解きセミナー（本部）（**60 名**） ・働き方改革関連法説明会（高松支部）（**43 名**）
	1 月 18 日 1 月 23 日	・大学向け労働法教育セミナー（働き方改革関連法の概要）（本部）（**19 名**） ・働き方改革関連法説明会（高松支部）（**84 名**）
	2 月 19 日	・高校向け労働法教育セミナー（働き方改革関連法の概要）（本部）（**32 名**）
	6 月 5 日 6 月 6 日 6 月 10 日 6 月 13 日 6 月 14 日 6 月 20 日	・安全週間周知会（働き方改革関連法の概要）（大川支部）（**107 名**） ・安全週間周知会（働き方改革関連法の概要）（三豊支部）（**146 名**） ・小豆島地区安全週間周知会（働き方改革関連法の概要）（高松支部）（**61 名**） ・直島地区安全週間周知会（働き方改革関連法の概要）（高松支部）（**36 名**） ・安全週間周知会（働き方改革関連法の概要）（坂出支部）（**136 名**） ・高松地区安全週間周知会（働き方改革関連法の概要）（高松支部）（**231 名**） ・安全週間周知会（働き方改革関連法の概要）（丸亀支部）（**210 名**） ・管理監督者労務・安全衛生管理講習会（本部）（**20 名**） （働き方改革関連法の概要）
	7 月 19 日 7 月 30 日	・道路貨物運送業労働災害防止講習会（高松支部）（**80 名**） （働き方改革関連法の概要） ・金属/機械器具製造業労働災害防止講習会（坂出支部）（**74 名**） （働き方改革関連法の概要）
	8 月 7 日 8 月 28 日	・動力機械による災害防止講習会（三豊支部）（**29 名**） （働き方改革関連法の概要） ・メンタルヘルス対策研修会（働き方改革関連法の概要）（丸亀支部）（**32 名**）
	9 月 3 日 9 月 4 日 9 月 5 日 9 月 5 日 9 月 6 日 9 月 9 日 9 月 10 日	・労働衛生週間説明会（坂出支部）（**155 名**） ・直島地区労働衛生週間説明会（高松支部）（**29 名**） ・高松地区労働衛生週間説明会（高松支部）（**189 名**） ・労働衛生週間説明会（大川支部）（**107 名**） ・労働衛生週間説明会（三豊支部）（**137 名**） ・労働衛生週間説明会（丸亀支部）（**210 名**） ・小豆島地区労働衛生週間説明会（高松支部）（**45 名**）

香川働き方改革推進会議構成員団体における取組について

（平成30年10月～令和元年９月）

団体名　香川県社会保険労務士会

１．令和元年度の働き方改革推進に向けての取組方針とその明文化について
・働き方改革への対応は、業種・業態・規模を問わず、企業にとって対応が必要となり、また、それが企業の成長や人材の確保・定着に大きな影響を及ぼすものと考えます。香川県社会保険労務士会は、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）と連携して、労務管理の専門家である社会保険労務士が、企業の働き方改革への対応の支援を実施しています。また、更なる支援等の検討を行います。 ・政府が推し進めている「働き方改革」に基づく法改正の概要や実務的なポイントを解説する「働き方関連法研修」を連合会及び中国四国地域協議会と連携して実施し、社会保険労務士の働き方改革の推進に的確に対応できる社会保険労務士の養成に努めます。 （議案書等への掲載　有）

２．働き方改革に関する周知、支援等の具体的取組について
・社労士研修システム講座「働き方改革関連法研修」の配信（平成30年10月より 連合会） ・働き方改革関連法研修（伝達研修）に会員を代表して１名が出席（平成31年２月 連合会） ・「働き方改革」推進により活力ある企業を創る！ （平成31年３月　坂出商工会議所主催「企業向上セミナー」に共催） ・働き方改革関連法研修（地域研修）を会員向けに開催（平成31年３月） ・連合会ホームページに「社労士のための働き方改革特設サイト」を開設 （平成31年３月より 連合会） ・「平成31年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方推進支援事業」に参画（連合会） ※月刊社労士に掲載（連合会発行） ※当県会の会員から15名を派遣型専門家として登録し、商工団体等へ派遣 ・事業主への周知用パンフレット「働き方改革法改正で何が変わるの？」の作製（連合会） ・『女性の活躍促進に向けた働き方改革』 （令和元年9月　坂出市主催「坂出市男女共同参画シンポジウム」に後援） ・「働き方改革　中小どう向き合う？」座談会記事を掲載 ※令和元年10月16日朝刊　全国ブロック紙、地方紙（連合会）

３．働き方改革関連法の全面施行に向けての中小企業・小規模事業者支援の具体策について□
・「平成31年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方推進支援事業」に参画（連合会） ・働き方改革関連法に関する社労士セミナーを開催予定 ・労働法実践セミナー「働き方改革と労働時間管理」を開催予定 （令和元年11月 香川県経営者協会と共催予定） ・同一労働同一賃金に関する研修会（令和２年２月開催予定）

公開のお知らせ

オープンしました!!

社労士のための働き方改革特設サイトを

平成31年3月末より、働き方改革に関連する知識・情報・支援ツールなどを入手することができる特設サイトを、連合会ホームページ「会員専用ページ」内に開設しました。

このサイトでは、社労士の皆さまが、企業の働き方改革への取組みを支援するにあたり必要となる情報を一元化して提供することができるよう、順次情報をアップしていく予定ですのでぜひご活用ください。

TOPページ（イメージ）

アクセス方法

連合会ホームページ「会員ページ」のトップページよりアクセスいただけます。

「会員ページ」へのログイン方法については本誌巻末をご確認ください。

ここをクリック

▲連合会ホームページ「会員専用ページ」トップ画面

主な機能

1 研修

連合会が実施する「働き方改革」に関連する研修についてご案内します。

①集合研修

…実施予定や受講申込ページをご案内します。今後実施を予定している「働き方改革実務研修」についても順次情報をアップしていく予定です。

②社労士研修システム（eラーニング）

…「働き方改革関連法研修」などの講座の配信状況を、法律ごとに整理して掲載していますので、学びたい講座をすぐに見つけることができます。

2 各種ツール

連合会で作成した広報ツールや業務支援ツールをご提供します。

①広報ツール

…顧問先への説明やセミナー開催時の資料としてご活用いただける法改正解説リーフレットなどの広報ツールをダウンロードできます。

法改正解説リーフレットをご活用ください!!

法改正チェックリストや社労士による分かりやすい解説などを掲載しています。
経営者団体や社労士の皆さまより「セミナーで活用したい」「顧問先への説明用に使いやすい」などご好評いただいています。

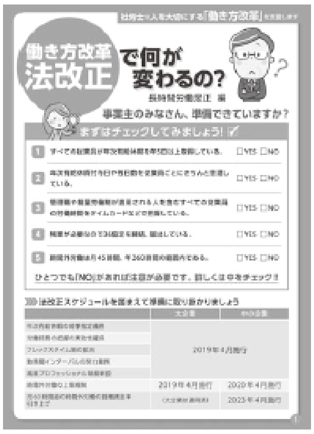

▲法改正解説リーフレット

②業務支援ツール

…顧問先への支援のためご活用いただけるツールをご提供します。

★年次有給休暇の時季指定義務に対応した「年次有給休暇管理簿ツール」もダウンロードいただけます。詳しくは次頁をご確認ください。

3 事例検索

企業への支援方法、ヒントを得ていただくことを目的に、社労士が携わった「企業における働き方改革」事例を検索できるシステムを搭載しました。

4 調査

厚生労働省等の依頼に基づき、社労士を対象に実施される働き方改革に関連する調査のお知らせや、調査結果の公表を行います。

5 情報

働き方改革に関連する通達やリーフレット等のリリース情報など、厚生労働省をはじめとする国の政策について随時情報をご提供します。

働き方改革特設サイトにて連合会作成
「年次有給休暇管理簿ツール」を公開しています！

法改正で年５日の年次有給休暇の時季指定が始まるけど、
従業員全員の年次有給休暇取得状況を把握するのは大変だし、
年次有給休暇管理簿の作成が面倒…

年次有給休暇管理簿ツールをご使用ください！

年次有給休暇管理簿ツール

自社でシステムを導入していない事業者（従業員30人以下を想定）に提供することによって、年次有給休暇の時季指定義務等について対応することができるよう、支援するツールです。

各従業員の取得状況を一覧表示

年５日の時季指定に対応。いつまでにあと何日取得しなければならないか、アラートでお知らせ

No	従業員番号	部門	役職	氏名	有給休暇取得アラート	取得日数		基準日(付与日)	時季指定可能日数	年次有給 合計休
1	001	総務部総務課	部長	連合会　京子	2020年4月1日までに4日取得してください！	1 日	0 時間	2019年4月1日	4 日 ／ 5 日	38
2	002	総務部総務課	課長	社労　良子		6 日	0 時間	2019年4月1日	0 日 ／ 5 日	20
3	003	業務部業務1課	主任	労務　太郎	2020年4月1日までに1日取得してください！	4 日	0 時間	2019年4月1日	1 日 ／ 5 日	20

従業員番号：　002　　　　2019 年度分　　2019年5月31日

部門	役職	氏名
総務部総務課	課長	社労　良子

雇入れ年月日	前年度付与日	基準日(付与日)
2010年4月1日	2018年4月1日	2019年4月1日

前年度繰越分	今年度付与日数	合計日数
2 日　6 時間	20 日	22 日　6 時間

取得日数	残日数	次回繰越日数	時季指定可能日数
4.5 日　2 時間	17.5 日　4 時間	17.5 日　4 時間	0.5 日　／ 5 日

1日の所定労働時間	時間単位年休1日の時間数	時間単位年休の単位時間	時間単位年休の日数
7.5 時間	8 時間	1 時間	5 日

前年度付与日数	前年度取得日数	インフォメーション
20 日	17 日　2 時間	2020年3月31日までに0.5日取得してください！

□ 今年度付与した年次有給休暇から優先的に使用

請求日	指定区分	休暇期間	（半休の場合）休暇時間帯	（時間単位年休の場合）休暇時間	使用日数	使用時間数	残日数	残時間数	取消	所属長	備考
2019年4月8日	本人指定	2019年4月12日 から 2019年4月12日 まで		時から 時まで	1 日		21 日	6 時間		確認済	
2019年4月15日	本人指定	2019年4月16日 から 2019年4月16日 まで	半休	時から 時まで	0.5 日		20.5 日	6 時間		確認済	
2019年4月22日	本人指定	2019年4月22日 から 2019年4月22日 まで		8 時から 10 時まで		2 時間	20.5 日	4 時間		確認済	体調不良
2019年4月23日	時季指定	2019年4月25日 から 2019年4月26日 まで		時から 時まで	2 日		18.5 日	4 時間		確認済	社長と相談して決定
2019年5月13日	計画的付与	2019年5月20日 から 2019年5月20日 まで		時から 時まで	1 日		17.5 日	4 時間		確認済	

本ツールを年次有給休暇管理簿として使用可能

使用日数や残日数等は自動で計算

※画像は開発中のもので、公開時に変更となる場合があります。

ツールのダウンロードおよび詳しい説明は、
連合会働き方改革特設サイト内「各種ツール」をご覧ください

その他の法改正項目

◆**フレックスタイム制が拡充されました**
労働時間の**清算期間が「1ヶ月以内」から「3ヶ月以内」**に改正されました。

◆**「勤務間インターバル」制度の導入が努力義務になりました**
「勤務間インターバル」制度とは、1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間(インターバル)を確保する仕組みであり、働く方々の十分な生活時間や睡眠時間を確保できる制度です。

◆**高度プロフェッショナル制度が新設されました（一部の業務、労働者に限る）**

「働き方改革」は負担だらけ？ ー答えはNO! やり方次第で大きなメリットが得られます

Case1 年次有給休暇の計画的付与により従業員のモチベーションUP

課題内容	従業員の離職を防ぐためにも有給休暇の取得率UPを目指していたが、それによる事業運営上のリスクも避けたかった。また、法改正による時季指定義務についても実行できるか不安があった。
社労士の提案	社労士に相談したところ、事業運営に影響の少ない「計画的付与」を提案され、夏季休暇や年末年始休暇の前後に計画的付与をすることになった。また、従業員との意見交換を行い、要望の多かった半日単位の有給休暇取得制度を導入することにした。
結果	年次有給休暇取得率UPに繋がった。年に数回大型連休を取得できるようになり、従業員のモチベーションが上がった。また、従業員との意見交換により柔軟な働き方が実現できたこともあり、従業員の会社への信頼度も高まった。

Case2 変形労働時間制により労働時間が削減され労働生産性もUP

課題内容	冬から春にかけて繁忙期、夏は閑散期と1年間のなかで繁閑がはっきりわかれており、繁忙期は残業、休日出勤が多発。体調を崩す従業員が多く、長時間労働の疲れから作業ミスが発生するなど悪循環に陥っていた。
社労士の提案	社労士に相談したところ、業務の繁忙期によって所定労働時間、所定労働日数を変える「1年単位の変形労働時間制」の導入が提案され、繁忙期は所定労働日数を週6日に、閑散期は所定労働日数を週4日にするなど、労働時間を効率的に配分することにした。
結果	繁忙期の所定労働時間は増加したが残業、休日労働はほとんどなくなった。業務にめりはりがつき、閑散期である夏の休日を増やすことができたため、従業員のワークライフバランスに繋がった。利益率も上がり、労働生産性も向上したことから、長年実現できなかった従業員の賃上げに成功した。

社労士は、「人を大切にする」働き方改革の専門家です。

社労士に相談したいときは…
全国47都道府県にある、
お近くの**社会保険労務士会**へお尋ねください

●インターネットで検索
〇〇都道府県社労士会 検索

全国社会保険労務士会連合会
JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEY'S ASSOCIATIONS

働き方改革 法改正で何が変わるの？

長時間労働是正 編

事業主のみなさん、準備できていますか？

まずはチェックしてみましょう! ☑

1. すべての従業員が年次有給休暇を年5日以上取得している。 □YES □NO
2. 年次有給休暇付与日や残日数を従業員ごとにきちんと管理している。 □YES □NO
3. 管理職や裁量労働制が適用される人を含むすべての従業員の労働時間をタイムカードなどで把握している。 □YES □NO
4. 残業が必要なので36協定を締結、届出している。 □YES □NO
5. 時間外労働は月45時間、年360時間の範囲内である。 □YES □NO

ひとつでも「NO」があれば注意が必要です。詳しくは中をチェック!!

法改正スケジュールを踏まえて準備に取り掛かりましょう

	大企業	中小企業
年次有給休暇の時季指定義務	2019年4月施行	
労働時間の把握の実効性確保		
フレックスタイム制の拡充		
勤務間インターバルの努力義務		
高度プロフェッショナル制度新設		
時間外労働の上限規制	2019年4月施行	2020年4月施行
月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ	(大企業は適用済)	2023年4月施行

働き方改革 中小どう向き合う？

専門家３人 ポイントや支援策語る

働き方改革関連法の主な内容

■残業の上限規制	原則「月45時間かつ年360時間」。繁忙期などでも年720時間まで
■高度プロフェッショナル	高収入の一部専門職を労働時間規制から外す。年収1075万円以上の経営コンサルタントなど
■年休	年10日以上の年休を付与されている労働者に対し、うち５日分は企業が時季を指定して与えることを義務化
■勤務間インターバル	終業時刻から次の始業までに一定時間を空けることを企業の努力義務とする
■同一労働同一賃金	正社員と非正規労働者の不合理な待遇格差を認めない

少子高齢化が進む中、多様な働き方を目指す「働き方改革関連法」が４月に施行された。大企業に対する、原則月45時間の時間外労働（残業）の罰則付き上限規制が始まり、パートタイム労働者や有期雇用労働者の公正な待遇確保も2020年４月から義務付けられる。中小企業については残業規制が20年４月から、公正な待遇確保が21年４月から順次適用。人手不足に陥っている多くの中小企業が、働き方改革にどのように取り組んでいくのかを、労働法に詳しい水町勇一郎・東大教授や、労務管理が専門の今野浩一郎・学習院大名誉教授、大野実・全国社会保険労務士会連合会会長の３人が話し合った。

水町勇一郎 東大教授

１９６７年生まれ。２０１０年４月から東大社会科学研究所教授。専門は労働法。著書に「詳解 労働法」（東大出版会）「労働法入門 新版」（岩波新書）など。佐賀市出身。

二つの改革

大野 国は「働き方改革」を掲げ大きな法改正を行った。労働法の専門家として政府の「働き方改革実現会議」に参加した水町さんから見た改革のポイントは。

水町 過労死を招く働き過ぎの解消や、仕事の実態と釣り合わない賃金など正規雇用・非正規雇用の間の格差是正が、改革の大きな狙いだ。これには労働者をきちんと保護する「社会改革」と、経済を成長させる「経済改革」の二つの側面がある。

例えば、残業時間の限度を設けた「上限規制」は、労働者の健康を守るほか、多様な働き方を促し「生産性」を高める経済成長にもつながる。非正規雇用で働く人の公正な待遇確保は、賃上げによる消費拡大を通じた成長と分配の好循環をもたらすことが期待される。

大野 中小企業の経営への影響は。

今野 影響の大小は経営者のやる気次第だろう。現在の労働市場を考えると、企業はこの改革が示す方向に向かわざるを得ない。特に人手不足が深刻な中小企業は、働き方の柔軟化を進めて女性や高齢者ら多様な労働者を活用し、公正に処遇しなければ、人材の確保や生産性の向上を図れない。この認識をもって、経営者がやる気を持つことが重要だ。

残業規制

大野 働き過ぎや、非正規雇用で働く人の不合理な待遇差を正していかないと、日本経済はもたない。今回の残業時間の上限規制で働き方はどのように変わるのか。

水町 労働基準法の改正で今回初めて残業時間の限度が定められた。限度を超えて働かせると罰則もある。限度は原則、月45時間だ。繁忙期など「特別の事情」があれば、最大年６回まで月45時間の限度を超えて働かせることができるという例外が認められる。しかしこの場合も「月１００時間未満」や「２～６カ月平均で80時間以内」「年７２０時間以内」の上限がある。

残業規制は大企業では今年４月から始まっているが、月45時間順守のハードルはかなり高いようだ。完全週休２日、月22労働日の会社でも、１日平均２時間余りの残業で月45時間に達してしまう。この限度を守るためには意識改革だけではなく、ＩＴなど先端技術を活用して労働の省力化を図ることが必要だろう。

大野 長時間労働の問題点は。

今野 過度な長時間労働は「時間当たり生産性」を落とす。経営者がこの点を理解し、「時間当たり生産性」を高める経営と働き方を目指すことが大切だ。

同一賃金

大野 正規雇用・非正規雇用の間の不合理な待遇差をなくす、いわゆる「同一労働同一賃金」を実現する上で留意点は。

大野　実

全国社会保険労務士会連合会会長

1952年生まれ。77年社会保険労務士開業。2019年６月から全国社会保険労務士会連合会会長。社会保険労務士法人大野事務所代表社員。東京都出身。

社労士が支援 大野氏　生産性高めて 今野氏　格差是正狙い 水町氏

今野 まず「同一労働同一賃金」への対応は特別なことではないと考えてほしい。公正な処遇は人事管理の基本であり、さもないと労働者の意欲や生産性を高めることができない。この基本に沿って非正規雇用で働く人の処遇を見直すことが「同一労働同一賃金」への対応であり、今回の法改正はそのための好機と捉えてほしい。

水町 非正規雇用で働く人の基本給や賞与、退職金、諸手当、福利厚生などの「待遇」の一つ一つが、その性質、目的に照らして不合理なものとなっていないかを、個別に検証する必要がある。

自力での検証が難しい場合、専門家の知恵を借りることも必要になる。非正規雇用で働く人の待遇の目安となる、正社員の待遇が合理的かどうかも併せて検討すべきだ。中長期的な視点から正規雇用・非正規雇用全体の待遇を見直し、将来の持続可能性を踏まえた合理的な処遇制度を築いていくことが鍵となる。

大野 全国社会保険労務士会連合会は、国の委託を受けて、全ての都道府県に設けられた相談窓口「働き方改革推進支援センター」を通じ、社会保険労務士（社労士）などの専門家を全国の中小企業などに出張相談してもらうなど、今回の改正法の施行に向けた中小企業・小規模事業者の取り組みを支援している。

今野 相談・支援する専門家は、標準的な正解などはなく、正解は会社の状況によって異なるという姿勢を忘れないことが重要であり、会社に寄り添う形で支援すべきだろう。

大野 労務管理の実務・現場を知る社労士は「働き方改革の専門家」と自負している。中小企業・小規模事業者に対し専門家としてどのような形の支援をすべきか。

水町 就業規則や、時間外労働に関する労使協定である「三六協定」がなく、賃金規定や賃金表もない小規模事業者はまだたくさんある。賃金制度をはじめ、個々の事業の実態に沿った「オーダーメード型」の制度を提案できる優れた専門家が必要になる。連合会や各都道府県の社労士会には、働き方改革に的確に対応できる社労士の養成を望みたい。

大野 今回の改革に対し「受け身」の小規模事業者がまだ多い。そういう人々の声にも耳を傾けながら、働き方改革に前向きに取り組んでもらえるよう、適切なサポートができる社労士を増やしていきたい。

今野浩一郎 学習院大名誉教授

１９４６年生まれ。学習院大教授を経て２０１７年４月から同大名誉教授。専門は人事管理。中央最低賃金審議会会長などを歴任。著書に「人事管理入門」（日経文庫）など。東京都出身。

広告　香川 働き方改革推進支援センター

働き方改革に取り組む in 香川

出張相談会と企業訪問で、課題解決図る

働き方改革に関する企業の相談窓口として２０１９年４月、香川県経営者協会（高松市）に設置された「香川働き方改革推進支援センター」。社会保険労務士や中小企業診断士ら14人の専門家が、窓口相談や企業への出張相談、セミナーの開催などを通じて、中小企業・小規模事業者等を支援する。

８月末までに対応した窓口相談件数は、電話や来所などが１１６件、専門家の出張相談が24件。商工会議所と連携した出張相談会は、高松、坂出など県内６カ所で週に１度のペースで開催しているほか、企業訪問による、支援希望企業の開拓などに取り組んでいる。

相談で多いのが、年次有給休暇（年休）の取得の義務化と時間外労働（残業）の上限規制に関すること。働き方改革関連法では、年休については年５日の取得を企業に義務付けているほか、残業の上限は原則、「月45時間、年３６０時間」とされている。

年休は企業があらかじめ労働者の希望を聞き取った上で取得時期を指定する作業が必要になるため、センターでは社会保険労務士が休暇の管理方法など、より具体的な実務上のアドバイスを行っている。残業の上限規制では、設備・機器等を導入し生産性の向上を図るなど、残業時間の削減に向けた環境整備に取り組む事業主を支援する助成金の活用法を提案する。

福家センター長は「センターの事業がまだ十分に浸透していない。積極的にＰＲに努めるのはもちろん、窓口相談会や企業への出張相談などを通じて企業の悩みや課題を詳しく聞き出し、十分な対策が取れるようにサポートしていきたい」と話している。

相談会の様子

香川 働き方改革推進支援センター

センター長 福家 正一

中小企業・小規模事業者の皆さまへ

働き方改革、始めていますか？
悩んだり、困ったりしていませんか？

- 残業を減らしたいけど…
- 有給休暇の取得の進め方は？
- 同一労働同一賃金ってどういうもの？
- 何か役立つ助成金はあるの？

そんな時は、

社労士等の専門家に

ご相談ください。

厚生労働省　平成31年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

受託者：全国社会保険労務士会連合会

ホームページ https://hatarakikata-sharoushi.org　働き方改革特設サイト 検索

お近くの窓口はこちら

香川 働き方改革推進支援センター

高松市番町2丁目2番2号 高松商工会議所会館5階

相談無料　専門家（社労士等）が、あなたの会社までお伺いします！

Tel.0800-888-4691

香川働き方改革推進会議構成員団体における取組について

（平成30年10月～令和元年９月）

団体名　　　香川県

１．令和元年度の働き方改革推進に向けての取組方針とその明文化について
企業の働き方改革の取組みや、労働環境の整備などを支援し、「魅力ある職場づくり」を推進することで、企業の持続的な発展のため優秀な人材の確保、定着を支援する。 （議案書等への記載　有）
２．働き方改革に関する周知、支援等の具体的取組について
【平成30年度】（平成30年推進会議以降の実施事業について） 《かがわ働き方改革推進トップセミナー》 経営者などのトップを対象にした、働き方改革の理解を深めるための２種類のセミナーを開催した。 ①企業・行政トップセミナー 開催日時：平成30年12月19日（水）　14時～15時半 会　　場：高松商工会議所　２階大ホール ②中小企業経営者・人事労務担当者向けセミナー ［高松会場］　※香川働き方改革推進会議と共催 開催日時：10月18日（木）　14時～16時30分 会　　場：サンポートホール高松　第２小ホール ［東讃会場］　開催日時：11月12日（月）　14時～16時 会　　場：クアパーク津田　シルクホール ［中・西讃会場］　開催日時：11月28日（水）　14時～16時 会　　場：丸亀市猪熊弦一郎現代美術館ミュージアムホール 《働き方改革推進アドバイザー》 県内中小企業にアドバイザーを派遣、働き方改革の説明や事例紹介、各種認証制度について紹介、働き方改革について意識化を推進した。 〇実施時期：Ｈ30年４月～Ｈ31年３月 〇訪問企業数：３０３社 《かがわ働き方改革推進大賞》 かがわ働き方改革推進宣言企業等のうち、優れた成果が認められる事業所を「最優秀賞」の知事賞として表彰を行った。 〇最優秀賞受賞企業：㈱ラブ・ラボ（高松市　印刷業） 《働き方改革モデル企業サポ―ト事業》 コンサルティングを希望する企業に社会保険労務士等の専門家を派遣し、年間を通じて企業の状況に応じたコンサルティングを実施するとともに、その成果をリーフレットにまとめ、県内取組み事例として広報した。 ５社を選定して、実施した。 《働き方改革環境づくり助成事業》 働き方改革宣言を行い、社内労働環境の整備や、在宅勤務等の柔軟な働き方の推進を行う企業のうち、優れた事業計画を作成した企業に対し、その取り組みに要する経費の一部を助成するとともに、その成果をリーフレット等として作成した。 ８社を選定し、実施した。 【令和元年度】別紙参照
３．働き方改革関連法の全面施行に向けての中小企業・小規模事業者支援の具体策について□
別紙；令和元年度かがわ働き方改革推進事業を参照

令和元年度　かがわ働き方改革推進事業

事業の目的

県内企業の「働き方改革」を進め、労働環境の整備や、柔軟な働き方の推進を支援することで、「魅力ある職場づくり」を促し、人手不足の解消などを目指す。

事業概要

<かがわ働き方改革推進事業>

働き方改革関連法周知啓発事業

中小企業等の経営者や人事担当者に対し、改正労働時間法制や同一労働同一賃金など、働き方改革関連法のポイントを説明するセミナーや個別相談会を開催する。

〇第1回
テーマ：改正労働時間法制
開催日時：令和元年7月23日(火)　参加者　229人
会場：サンポートホール高松　　講師：安西　愈氏(弁護士)

〇第2回
テーマ：同一労働同一賃金
開催日時：令和元年10月30日(水)
会場：高松市商工会議所　　講師：安西　愈氏(弁護士)

働き方改革推進アドバイザー事業

県内中小企業に働き方改革を推進するためのアドバイザーを派遣し、働き方改革の説明や事例紹介、各種認証制度等の紹介、一般事業主行動計画の策定支援など、企業における働き方改革を推進する。

年間訪問予定：300社
実施内容　：〇働き方改革の必要性の説明
〇「かがわ働き方改革推進宣言」制度、「かがわ女性キラサポ宣言」制度の周知及び登録の働きかけ
〇一般事業主行動計画の策定支援
〇関係機関のセミナーや研修会、助成金等の情報提供
〇働き方改革関連法関係のチラシの配布　　ほか

働き方改革啓発促進事業

①「かがわ働き方改革推進宣言」制度
働き方改革について、目標を設定し、宣言を行った企業等について、県HPに企業名や宣言内容を掲載するとともに、「jobナビかがわ」に宣言企業であることをマークで明示する。

かがわ働き方改革推進宣言

②働き方改革に関する表彰、広報・啓発等
働き方改革推進宣言企業等のうち、優れた取組みを行っている企業を「かがわ働き方改革推進大賞」として表彰する。

働き方改革環境づくり助成事業

働き方改革宣言を行い、社内労働環境の整備や、在宅勤務等の柔軟な働き方の推進を行う企業のうち、優れた事業計画を作成した企業に対し、その取組みに要する経費の一部を助成するとともに、その成果をリーフレット等で広報する。
今年度は9社を選定し、実施中。

＜働く女性活躍促進事業＞

働く女性活躍応援セミナー実施事業

女性が結婚や出産後も安心して働き続けられる環境を整備するためのセミナーを実施する。

①キャリアデザインセミナー

［第1回］　開催日時：令和元年11月11日（月）
　　　　　会　　場：co-ba takamatsu

［第2回］　開催日時：令和2年2月頃
　　　　　会　　場：調整中

②人事・労務担当者向けセミナー

開催日時：令和2年1月頃
会　　場：調整中

働く女性活躍促進啓発事業

①女性のための出張お仕事相談会

就労に関する相談や再就職に役立つ情報の提供などを行う相談会を開催する。

②「かがわ女性キラサポ宣言」制度

女性が活躍できる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業等の目標を自主宣言し、宣言内容を県HPに掲載するとともに、「jobナビかがわ」に宣言企業であることをマークで明示する。

③「子育て行動計画策定企業認証マーク」制度

一般事業主行動計画を策定した企業（従業員100人以下）にマークを交付し、県HPに企業名や計画内容を掲載するとともに、「jobナビかがわ」にマーク取得企業であることを明示する。

④女性活躍促進に関する表彰、広報・啓発等

キラサポ宣言企業のうち、優れた取組みを行っている企業等を表彰するとともに、新聞・ホームページ等を活用した情報発信等を行う。

香川働き方改革推進会議構成員団体における取組について
（平成30年10月～令和元年９月）

団体名　　四国経済産業局

１．令和元年度の働き方改革推進に向けての取組方針とその明文化について
●親事業者から下請事業者への働き方改革に伴うしわ寄せ防止に向け、香川労働局をはじめとした関係機関とも連携しながら、親事業者への周知徹底、下請事業者への訪問等によるヒアリング調査を実施する。 ●上記ヒアリング調査の際には、しわ寄せ防止の観点だけでなく、自社の働き方改革推進の際の課題や問題点についても確認し、中小企業者の生声として集約するとともに、各種施策資料を状況に応じて配布し、利用可能な支援策を積極的に活用するように促す。 ●企業の働き方改革を推進するため、生産性向上特別措置法や地域未来投資促進法等により、企業の新たな設備投資を後押しするほか、ものづくり・商業・サービス補助事業、IT導入補助事業など、生産性を向上させる支援施策を提供することで、企業の取組を支援する。
２．働き方改革に関する周知、支援等の具体的取組について
●四国管内で各県労働局と連携し、主に8月以降、働き方改革説明会にて、親事業者から下請事業者への働き方改革に伴うしわ寄せ防止について説明を行った。 ●毎月、概ね１０件強、下請事業者に対し、ヒアリング調査を実施する中で、働き方改革についても取組状況等を確認した。 ●生産性向上に関連する補助金公募情報をホームページ、メルマガにより、配信するとともに、補助金説明会の開催や団体等が主催する会議で情報提供を行った。
３．働き方改革関連法の全面施行に向けての中小企業・小規模事業者支援の具体策について□

香川働き方改革推進会議構成員団体における取組について

（平成30年10月～令和元年９月）

団体名　　香川労働局

１．令和元年度の働き方改革推進に向けての取組方針とその明文化について
働き方改革の推進の一体的な取組支援を、香川労働局の行政運営にあたっての最重点施策と位置付け、働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援等や長時間労働の是正・抑制及び年次有給休暇の取得促進等について、労働行政運営方針に明記の上、取組を進めている。
２．働き方改革に関する周知、支援等の具体的取組について
（１）経済団体４団体に対する働き方改革に関する要請 （R1.6.11　香川県、香川県教育委員会、四国経済産業局と共同で実施） （２）労働局長による企業トップへの要請　２０回 （３）労働局幹部による各経済団体、関係機関等への要請　　４７回 （４）説明会等の実施 ・労働局、監督署・安定所主催　７６回（H30.10、H31.1、R1.7　働き方改革関連法説明会ほか） ・他機関主催　４３回 （５）広報誌等への原稿掲載　１７回　（労基かがわ　他） （６）企業への直接的支援 ・事業場訪問時の関連法説明や働き方・休み方改善コンサルタント訪問時のアドバイス　３６１件 ・監督署支援班による支援　２３９件 （７）「香川働き方改革推進支援センター」事業を通じた支援 （８）その他 ・大企業等の働き方改革に伴う中小事業者への「しわ寄せ」防止にかかる四国経済産業局との連携 ・各団体等に所属していない事業主に対する周知 四国管内の税務署に対するリーフレット配布、確定申告の際のリーフレットの配布 労働保険年度更新の際のリーフレット配布 金融機関との連携に基づく周知協力依頼 ・働き方改革関連法パンフレットの作成（6000部）、配布 ・労働局、全監督署・全安定所封筒に関連法の内容を印刷
３．働き方改革関連法の全面施行に向けての中小企業・小規模事業者支援の具体策について□
（１）2021年（R3）4月に改正パートタイム・有期雇用労働法が中小企業・小規模事業者に適用されることを踏まえた説明会の実施 （２）「香川働き方改革推進支援センター」や経済団体、各関係機関とのより密接な連携を通じた周知の実施 （３）「働き方改革関連法説明会」等において、人材確保等支援助成金の活用（魅力ある職場づくり・生産性向上・人材確保）や雇用の分野における障害者の差別禁止・合理的配慮・相談業務（予定）の周知啓発の実施